

(2) 食品衛生法における食品、添加物等の規格基準(抜粋)

食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の限量一覧表

かんしょ(令和8年6月30日時点)

品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)	品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)
BHC	0.2		ドジン	0.2	
γ-BHC	1		トリアジメノール	0.1	
DBEDC	0.5		トリアジメホン	0.1	
DCIP	0.02		トリアレート	0.1	
DDT	0.2		トリクロピル	0.03	
EPN	0.05		トリクロルホン	0.50	
EPTC	0.04		トリデモルフ	0.05	
アイオキシニル	0.1		トリフルミゾール	0.03	
アセタミプリド	0.2		トリフルムロン	0.02	
アゾキシストロビン	1		トリフルラリン	0.05	
アトラジン	0.1		トリフロキシストロビン	0.02	0.04 (2026.12.15)
アバメクチン	0.01		ナプロパミド	0.1	
アフイドピロペン	0.01		ナレド(再掲/ジクロルボス及 びナレド)	0.1	
アメクトラジン	0.05		二塩化エチレン	0.01	
アラクロール	0.02		二臭化エチレン	0.01	
アラニカルブ	0.5		ノニルフェノールスルホン酸	5	
アルドリン及びディルドリン	0.1		ノバルロン	0.05	
イマザキン	0.05		パラコート	0.05	
イマザリル	0.02		パラチオン	0.3	
イマゼタピルアンモニウム塩	0.05		パラチオンメチル	0.1	
イミシアホス	0.01		ビアラホス	0.004	
イミダクロプリド	0.4		ビオレスメトリン	0.1	
インドキサカルブ	0.05		ビキサフェン	0.01	
エチオン	0.1		ピジフルメトフェン	0.1	
エテホン	0.05		ビテルタノール	0.05	
エトキサゾール	0.05		ビフェナゼート	0.05	
エトフェンプロックス	0.01		ビフェントリン	0.05	
エトプロホス	0.05		ピペロニルブトキシド	0.5	
エトリジアゾール	0.5		ヒメキサゾール	0.5	
エマメクチン安息香酸塩	0.1		ピメロジン	0.02	
エンドスルファン	0.5		ピラクロストロビン	0.04	
エンドリン	0.01		ピラクロホス	0.05	
オキサジキシル	1		ピラズリネート	0.02	
オキサチアピプロリン	0.04		ピラフルフェンエチル	0.01	
オキサミル	0.10		ピリダベン	0.05	
オキシデメトンメチル	0.02		ピリダリル	0.05	
オメトエート	1		ピリフルキナゾン	0.05	
オルトフェニルフェノール	10		ピリミカーブ	0.50	
カズサホス	0.02		ピリミホスメチル	0.05	
カルタップ,チオシクラム及び ベンスルタップ	0.05		ピリメタニル	0.05	
カルバリル	0.02		ピレトリン	1	
カルフェントラゾンエチル	0.1		ピロキサスルホン	0.01	
カルベンダジム,チオファネー ト,チオファネートメチル及び ベノミル	0.6		ピンドン	0.001	
キザロホップエチル及びキザ ロホップPテフリル	0.03	0.05 (2027.05.19)	フィプロニル	0.01	
キザロホップPテフリル(再掲/ キザロホップエチル及びキザ ロホップPテフリル)	0.03	0.05 (2027.05.19)	フェニトロチオン	0.03	
キナルホス	0.05		フェノキサプロップエチル	0.1	
キントゼン	0.02		フェノキシカルブ	0.05	
グリホサート	0.2		フェンアミドン	0.02	
グルホシネート	0.1		フェンスルホチオン	0.05	
クレトジム	1		フェンチオン	0.1	
クロジナホッププロパルギル	0.02		フェンチン	0.05	

品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)	品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)
クロチアニジン	0.2		フェントエート	0.02	
クロピドール	0.2		フェンバレレート	0.05	
クロマゾン	0.05		フェンプロピモルフ	0.05	
クロマフェノジド	0.05		ブタミホス	0.01	
クロラントラニプロール	0.05		フルアジナム	0.03	
クロルタールジメチル	3		フルアジホップブチル	0.05	
クロルデン	0.02		フルエンスルホン	4	
クロルピリホス	0.1		フルオピコリド	0.02	
クロルピリホスメチル	0.05		フルオピラム	0.2	
クロルピクリン	0.01		フルオメツロン	0.02	
クロルフェナピル	0.05		フルキサビロキサド	0.03	
4-クロルフェノキシ酢酸	0.02		フルキサメタミド	0.01	
クロルフェンビンホス	0.05		フルシトリネート	0.05	
クロルフルアズロン	0.05		フルスルファミド	0.05	
クロロタロニル	0.2		フルピラジフロン	0.05	
酸化フェンブタスズ	0.05		フルフェノクスロン	0.02	
ジアフェンチウロン	0.02		フルベンジアミド	0.05	
シアン化水素	1		フルミオキサジン	0.02	
シアントラニプロール	0.2		フルロキシピル	0.05	
ジウロン	0.05		プロチオホス	0.05	
シクロキシジム	0.05		プロディファコウム	0.001	
ジクロフルアニド	5		プロフェノホス	0.01	
ジクロメジン	0.02		プロフラニリド	0.04	
ジクロラン	5		プロボキスル	0.5	
ジクロルボス及びナレド	0.1		プロモプロピレート	0.05	
1,3-ジクロロプロペン	0.01		ヘキサクロロベンゼン	0.01	
ジクワット	0.01		ヘキシチアゾクス	0.2	
ジコホール	3		ベナラキシル	0.05	
ジスルホトン	0.5		ベノミル(再掲/カルベンダジ ム,チオファネート,チオファ ネートメチル及びベノミル)	0.6	
ジチオカルバメート	0.1		ペルメトリン	0.02	
ジノデフラン	0.1		ペンコナゾール	0.05	
シハロトリン	0.05		ベンスルタップ(再掲/カル タップ,チオシクラム及びベン スルタップ)	0.05	
ジフェニルアミン	0.05		ベンゾビンジフルピル	0.02	
ジフェンゾコート	0.05		ペンチオピラド	0.06	
シフルトリン	0.05		ペンディメタリン	0.05	
ジフルフェンゾピル	0.05		ホキシム	0.02	
シフルメトフェン	0.01		ボスカリド	2	
シプロコナゾール	0.01		ホスチアゼート	0.01	
シベルメトリン	0.05		ホスメット	10	
ジメチピン	0.04		ホセチル	40	
ジメテナミド	0.01		ホレート	0.3	
ジメトエート	1		マラチオン	0.5	
臭素	60		マレイン酸ヒドラジド	10	
シラフルオフェン	0.1		マンジプロパミド	0.09	
スピネトラム	0.1		ミクロブタニル	0.06	
スピノサド	0.02		ミルベメクチン	0.05	
スピロテトラマト	0.6		メソミル(再掲/チオジカルブ 及びメソミル)	0.5	
スピロメシフェン	0.02		メタフルミゾン	0.1	
スルフエントラゾン	0.05		メタム(再掲/ダゾメット,メタム 及びメチルイソチオシアネー	0.02	
スルホキサフロル	0.05		メチオカルブ	0.05	
セトキシジム	4		メチダチオン	0.02	
ダイアジノン	0.03		メチルイソチオシアネート(再 掲/ダゾメット,メタム及びメチ ルイソチオシアネート)	0.02	
ダゾメット,メタム及びメチルイ ソチオシアネート	0.02		メトキシクロール	0.01	

品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)	品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)
チアベンダゾール	0.05		メキシフェノジド	0.05	
チアメキサム	0.3		メコナゾール	0.04	
チオジカルブ及びメソミル	0.5		メラクロール	0.1	
チオシクラム(再掲/カルタッ プ,チオシクラム及びベンシル タッブ)	0.05		メトリブジン	0.5	
チオファネート(再掲/カルベ ンダジム,チオファネート,チオ ファネートメチル及びベノミル)	0.6		メフェントリフルコナゾール	0.04	
チオファネートメチル(再掲/カ ルベンダジム,チオファネート, チオファネートメチル及びベノ ミル)	0.6		リニユロン	0.1	
ディルドリン(再掲/アルドリン 及びディルドリン)	0.1		リン化水素	0.01	
テクナゼン	0.05		ルフエヌロン	0.02	
テブフェノジド	0.05		レスメトリン	0.1	
テフルトリン	0.1		レナシル	0.3	
テフルベンズロン	0.05		レピメクチン	0.01	
デメトン-S-メチル	0.4		ワルファリン	0.001	
テルブホス	0.005				

ばれいしょ(令和8年6月30日時点)

BHC	0.2		トリアジメホン	0.1	
γ-BHC	1		トリクロピル	0.03	
DBEDC	0.5		トリクロルホン	0.50	
DDT	0.2		トリデモルフ	0.05	
EPTC	0.3		トリフルムロン	0.02	
アイオキシニル	0.1		トリフルラリン	0.2	
アセタミプリド	0.3		トリフロキシストロビン	0.02	0.04 (2026.12.15)
アセフェート	0.5		トルクロホスメチル	0.3	
アゾキシストロビン	7		トルフェンピラド	0.05	
アトラジン	0.06		鉛	1.0	
アバメクチン	0.01		ナレド(再掲/ジクロルボス及 びナレド)	0.1	
アフィドピロペン	0.01		二塩化エチレン	0.01	
アミスルブロム	0.05		二臭化エチレン	0.01	
アメクトラジン	0.05		ニテンピラム	0.2	
アラクロール	0.01		ノニルフェノールスルホン酸	5	
アラニカルブ	0.5		ノバルロン	0.05	
アルドリン及びディルドリン	0.1		パラコート	0.05	
イソシクロセラム	0.01		パラチオン	N.D.	
イソフェンホス	0.10		パラチオンメチル	0.1	
イプロジオン	0.08		バリダマイシン	0.2	
イマザキン	0.05		ビアラホス	0.004	
イマザリル	5.0		ビオレスメトリン	0.1	
イマゼタピルアンモニウム塩	0.05		ビキサフェン	0.01	
イミシアホス	0.1		ピジフルメトフェン	0.1	
イミダクロプリド	0.4		ヒ素	1.0	
イミノクタジン	0.02		ビテルタノール	0.05	
インドキサカルブ	0.2		ビフェナゼート	0.05	
インピルフルキサム	0.05		ビフェノックス	0.05	
エタボキサム	0.05		ビフェントリン	0.05	
エテホン	0.05		ピペロニルブトキシド	0.5	
エトフェンプロックス	0.01	0.05 (2026.10.06)	ヒメキサゾール	0.5	
エトプロホス	0.05		ピメトロジン	0.05	
エトリジアゾール	0.5		ピラクロストロビン	0.02	
エマメクチン安息香酸塩	0.1		ピラクロホス	0.05	
エンドスルファン	0.3		ピラゾリネート	0.02	
エンドリン	N.D.		ピラフルフェンエチル	0.01	
オキサジキシル	1		ピリダリル	0.05	
オキサチアピプロリン	0.05		ピリフルキナズン	0.05	
オキサミル	0.10		ピリミカーブ	0.05	

品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)	品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)
オキシテトラサイクリン	0.2		ピリミホスメチル	0.05	
オキシデメトンメチル	0.02		ピリメタニル	0.05	
オキシシ銅	0.1		ピレトリン	1	
オキシソニック酸	0.2	0.3 (2027.05.19)	ピロキサスルホン	0.01	
オメトエート	2		ピンクロゾリン	0.1	
カスガマイシン	0.2		ピンドン	0.001	
カズサホス	0.02		ファモキサドン	0.05	
カルタップ,チオシクラム及び ベンスルタップ	0.1		フィプロニル	0.02	
カルバリル	0.02		フェニトロチオン	0.03	
カルフェントラゾンエチル	0.1		フェノキサプロップエチル	0.1	
カルベンダジム,チオフアネー ト,チオフアネートメチル及び ベノミル	0.6		フェノキシカルブ	0.05	
キザロホップエチル及びキザ ロホップPテフリル	0.1		フェンアミドン	0.02	
キザロホップPテフリル(再掲/ キザロホップエチル及びキザ ロホップPテフリル)	0.1		フェンスルホチオン	0.1	
キナルホス	0.05		フェンチオン	0.05	
キャプタン	0.05		フェンチン	0.1	
キントゼン	0.1		フェントエート	0.02	
グリホサート	0.2		フェンバレレート	0.05	
グルホシネート	0.1		フェンピロキシメート	0.05	
クレトジム	1		フェンプロビモルフ	0.05	
クロジナホッププロパルギル	0.02		ブタミホス	0.2	
クロチアニジン	0.3		フラメトピル	0.01	
クロビドール	0.2		フルアジナム	0.1	
クロマゾン	0.05		フルアジホップブチル	0.7	
クロラントラニリプロール	0.02		フルエンスルホン	0.8	
クロルタールジメチル	3		フルオキサストロビン	0.01	
クロルデン	0.02		フルオピコリド	0.05	
クロルピリホス	0.02		フルオピラム	0.2	
クロルピリホスメチル	0.05		フルオメツロン	0.02	
クロルピクリン	0.01		フルキサビロキサド	0.07	
4-クロルフェノキシ酢酸	0.02		フルジオキシニル	6	
クロルフェンビンホス	0.1		フルシトリネート	0.05	
クロルプロファム	30		フルスルファミド	0.05	
クロロタロニル	0.2		フルトラニル	0.2	
酸化フェンブタズ	0.05		フルバリネート	0.01	
シアゾファミド	0.05		フルピラジフロン	0.05	
シアナジン	0.02		フルフェナセット	0.1	
ジアフェンチウロン	0.02		フルベンジアミド	0.05	
シアン化水素	1		フルミオキサジン	0.05	
シアントラニリプロール	0.2		フルロキシピル	0.05	
2,6-ジイソプロピルナフタレン	0.5		プロシミドン	0.2	
ジウロン	0.05		プロスルホカルブ	0.05	
ジカンバ	0.05		プロチオコナゾール	0.02	
シクロキシジム	2		プロチオホス	0.02	
ジクロフルアニド	0.10		ブロディファコウム	0.001	
ジクロメジン	0.02		フロニカミド	0.3	
ジクロラン	0.3		プロパモカルブ	0.3	
ジクロルボス及びナレド	0.1		プロパルギット	0.03	
2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	0.4		プロフェノホス	0.02	
1,3-ジクロロプロペン	0.01		ブロフラニリド	0.04	
ジクワット	0.1		プロボキスル	0.5	
ジコホール	3		ブロモプロピレート	0.05	
ジスルホトン	0.5		ヘキサクロロベンゼン	0.01	
ジチオカルバメート	0.2		ベナラキシル	0.02	
ジノテフラン	0.2		ベノキサコール	0.01	

品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)	品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)
シハロトリン	0.04		ベノミル(再掲/カルベンダジ ム,チオファネート,チオファ ネートメチル及びベノミル)	0.6	
ジヒドロストレプトマイシン及び ストレプトマイシン	0.05		ペルメトリン	0.05	
ジフェニルアミン	0.05		ペンコナゾール	0.05	
ジフェノコナゾール	4		ペンシクロン	0.05	
ジフェンゾコート	0.05		ベンスルタップ(再掲/カル タップ,チオシクラム及びベン スルタップ)	0.1	
シフルトリン	0.05		ベンゾビンジフルピル	0.02	
ジフルフェンゾピル	0.05		ベンダイオカルブ	0.05	
シプロコナゾール	0.01		ベンタゾン	0.1	
シペルメトリン	0.02		ベンチアバリカルブイソプロ ピル	0.01	
ジベレリン	0.05		ペンチオピラド	0.06	
ジメチピン	0.05		ペンディメタリン	0.05	
1,4-ジメチルナフタレン	15		ペンフルフェン	0.05	
ジメテナミド	0.01		ホキシム	0.05	
ジメトエート	1.0		ホサロン	0.05	
ジメトモルフ	0.1		ボスカリド	2	
シモキサニル	0.2		ホスチアゼート	0.05	
臭素	60		ホスメット	0.05	
シロマジン	0.8		ホセチル	35	
ジンプロピリダズ	0.01		ホルベット	0.1	
ストレプトマイシン(再掲/ジヒド ロストレプトマイシン及びストレ プトマイシン)	0.05		ホレート	0.2	
スピネトラム	0.02	0.1 (2026.10.06)	マラチオン	0.5	
スピノサド	0.02		マレイン酸ヒドラジド	50	
スピロテトラマト	1		マンジプロパミド	0.1	
スピロメシフェン	0.02		ミクロブタニル	0.06	
スルフエントラゾン	0.2		メソミル(再掲/チオジカルブ 及びメソミル)	0.3	
スルホキサフロル	0.05		メタフルミジン	0.02	
セダキサン	0.02		メタベンズチアズロン	0.1	
セトキシジム	4		メタミドホス	0.1	
ゾキサミド	0.02		メタム(再掲/ダゾメット,メタム 及びメチルイソチオシアネー メタラキシル及びメフェノキサ	0.09	
ダイアジノン	0.02		メチオカルブ	0.05	
ダゾメット,メタム及びメチルイ ソチオシアネート	0.09		メチダチオン	0.02	
チアクロプリド	0.02		メチルイソチオシアネート(再 掲/ダゾメット,メタム及びメチ ルイソチオシアネート)	0.09	
チアベンダゾール	10		1-メチルシクロプロペン	0.01	
チアメトキサム	0.3		メトキシクロール	0.01	
チオジカルブ及びメソミル	0.3				
チオシクラム(再掲/カルタッ プ,チオシクラム及びベンスル タップ)	0.1		メトコナゾール	0.04	
チオファネート(再掲/カルベン ダジム,チオファネート,チオ ファネートメチル及びベノミル)	0.6		メトブロムロン	0.01	
チオファネートメチル(再掲/カ ルベンダジム,チオファネート, チオファネートメチル及びベノ チオベンカルブ	0.6		メトラクロール	0.2	
チフルザミド	0.02		メトリブジン	0.6	
	0.01		メフェノキサム(再掲/メタラキ シル及びメフェノキサム)	0.3	
ディルドリン(再掲/アルドリン 及びディルドリン)	0.1		メフェントリフルコナゾール	0.04	

品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)	品目名	基準値 (ppm)	基準値(ppm) (適用期限)
テクナゼン	0.05		メプロニル	0.02	
デブコナゾール	0.1		リニュロン	0.1	
デフルトリン	0.1		リムスルフロシ	0.1	
デメトン-S-メチル	0.4		リン化水素	0.02	
デルタメトリン及びトラロメトリ	0.02		ルフェヌロン	0.02	
テルブホス	0.005		レスメトリン	0.1	
トラロメトリン(再掲/デルタメトリ ン及びトラロメトリン)	0.02		レナシル	0.3	
トリアジメノール	0.1		ワルファリン	0.001	

食品において不検出とされる農薬等一覧表(令和8年6月30日時点)

2,4,5-T	ダミノジッド
イブロニダゾール	ニタルゾン
オラキンドックス	ニトロフラゾン
カブタホール	ニトロフランドイン
カルバドックス	ニフルスチレン酸ナトリウム
クマホス	フラゾリドン
クロラムフェニコール	フラルタドン
クロルスロン	プロファム
クロルプロマジン	マラカイトグリーン
ゲンチアナバイオレット	メトロニダゾール
ジェチルスチルベストロール	ロキサルゾン
ジメトリダゾール	ロニダゾール

○食品、添加物等の規格基準【昭和 34 年厚生省告示第 370 号】（抄）

第 1 食品

B 食品一般の製造、加工及び調理基準

- 1 食品を製造し、又は加工する場合は、食品に放射線（原子力基本法（昭和 30 年法律第 186 号）第 3 条第 5 号に規定するものをいう。以下第 1 食品の部において同じ。）を照射してはならない。ただし、食品の製造工程又は加工工程において、その製造工程又は加工工程の管理のために照射する場合であつて、食品の吸収線量が 0.10 グレイ以下のとき及び D 各条の項において特別の定めをする場合は、この限りでない。

2～8 [略]

D 各条

○ 穀類、豆類及び野菜

4 野菜の加工基準

発芽防止の目的で、ばれいしょに放射線を照射する場合は、次の方法によらなければならない。

- (1) 使用する放射線の線源及び種類は、コバルト 60 のガンマ線とすること。
- (2) ばれいしょの吸収線量が 150 グレイを超えてはならないこと。
- (3) 照射加工を行ったばれいしょに対しては、再度照射してはならないこと。